

熊野ブランド認定事業要綱

(目的)

第1条 熊野の豊かな自然遺産、歴史文化遺産、産業遺産を結び付け、独自の資源および伝統的な加工技術などを活かし、ストーリー性のある特産品及び魅力ある加工品等を認証する熊野ブランド認定制度（以下「制度」という。）について必要な事項を定め、熊野ブランドとして情報発信することにより、熊野のイメージを高めるとともに、観光及び産業の振興、地域経済の活性化と熊野市の更なる発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「認定」とは、原則として会員事業者からの申請に基づき、熊野市産品及びその生産または加工・製造等を行う熊野商工会議所会員事業者について、コンセプト、独自性、主体性、信頼性、市場性及び将来性に関する一定の基準（以下「認定基準」という。）に適合するものについて、「熊野ブランド」として認めることをいう。

(認定審査会の設置)

第3条 熊野商工会議所会頭は、「熊野ブランド」の認定に関する事項等を審議するため、熊野ブランド認定審査会設置要綱に基づき、熊野ブランド認定審査会を設置する。

(認定基準)

第4条 熊野商工会議所会頭は認定基準を別に定め、公表するものとする。

(認定の申請資格)

第5条 「熊野ブランド」の認定の対象及び申請する資格は、以下のとおりとする。

(1) 認定の対象者

市産品の生産または製造、販売を行う熊野商工会議所会員事業者

(2) 市産品の定義

熊野商工会議所会員事業者が企画、生産又は製造をしたもの（消費財）

(認定の申請)

第6条 熊野商工会議所会頭は、毎年度期間を定めて熊野ブランド認定の申請を受け付けるものとする。

2 熊野ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊野ブランド認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を熊野商工会議所会頭に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 熊野ブランド認定申請調書（様式第2号）
- (2) 熊野ブランド認定申請誓約書（様式第3号）
- (3) その他熊野商工会議所会頭が必要と認める書類

（認定の審査）

第7条 熊野商工会議所会頭は、前条の規定による申請があった場合は、第4条の基準に基づく適合審査（以下「認定審査」という。）を認定審査会に諮問するものとする。

- 2 認定審査会は、前項による熊野商工会議所会頭の諮問があった場合は、申請書等その他必要な事項について認定審査を行い、その結果を熊野商工会議所会頭に報告するものとする。
- 3 申請者は、円滑な認定審査に協力しなければならない。

（審査結果の通知）

第8条 熊野商工会議所会頭は、認定審査会の認定審査で、認定基準に適合すると認められたときは、当該申請者に対して熊野ブランド認定審査合格通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 熊野商工会議所会頭は、認定審査会の認定審査で、認定基準に適合しないと認められたときは認定しないものとし、当該申請者に対して熊野ブランド認定審査結果通知書（様式第5号）によりその理由を付して通知するものとする。

（認定証の交付）

第9条 前条第1項の通知を受けた者は、熊野商工会議所会頭が指定する日までに宣誓書（様式第6号）を提出するものとする。

- 2 熊野商工会議所会頭は、前項の規定による宣誓書の提出のあった場合は、市産品及びその生産または製造、販売を行う事業者等を熊野ブランドとして認定し、熊野ブランド認定証（様式第7号）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

（認定の公表等）

第10条 熊野商工会議所会頭は熊野ブランドとして認定した市産品（以下「認定品」という。）及び認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の内容及び認定理由等を公表し、積極的に情報発信するものとする。

（認定内容の変更）

第11条 認定事業者は、認定に係る内容の変更が生じるときは、熊野ブランド変更認定申請書（様式第8号-1）により、速やかに熊野商工会議所会頭に提出しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する軽微な変更をするときは、この限りではない。

- (1) 氏名又は名称又は代表者を変更したとき。

- (2) 認定品の商品名を変更したとき。
 - (3) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は中止したとき。
 - (4) 認定品の包装又は容器に係るデザインを変更したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、申請書記入事項で認定内容の実質的な変更を伴わない変更が生じたとき。
- 2 認定事業者は、前項各号の一に該当する認定に係る内容の変更が生じたときは、熊野ブランド認定申請事項変更届出書（様式第8号—2）により、速やかに熊野商工会議所会頭に提出しなければならない。
- 3 第7条、第8条及び第10条の規定は、第1項の認定内容の変更について準用する。
- この場合において、第8条第1項中「熊野ブランド認定通知書（様式第4号）」とあるのは「熊野ブランド変更認定通知書（様式第8号—3）」、同条第2項中「熊野ブランド認定審査結果通知書（様式第5号）」とあるのは「熊野ブランド変更認定審査結果通知書（様式第8号—4）」と読み替えるものとする。

（事業実績状況報告）

第12条 認定事業者は、毎年度終了後1月以内に、前年度における認定品の生産量、広告宣伝の取り組み状況等その他熊野商工会議所会頭が指定する事項について、熊野ブランド認定品実績状況報告書（様式第9号）により熊野商工会議所会頭へ報告しなければならない。

（業務状況の聴取等）

第13条 熊野商工会議所会頭は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定品に係る報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（認定の取消）

第14条 熊野商工会議所会頭は、認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定審査会の審議を経て認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
- (2) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (4) 第11条の規定による届出又は第12条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき。
- (5) 第13条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。
- (6) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は1年以上中止したとき。
- (7) その他、制度の運用に重要な支障をきたす行為があったとき。

2 熊野商工会議所会頭は、認定を取り消す場合は、その対象となる認定品及び認定事業者の氏名（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を公表す

ることができる。

- 3 第1項の規定に該当することにより認定を取り消された者は、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。

(認定の有効期間及び認定更新)

第15条 第9条第2項の規定による認定の有効期間は、認定した日から認定した日の属する年度から3年目の3月31日までとする。

- 2 熊野商工会議所会頭は、前項の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、前条による認定の取消又は認定事業者からの認定辞退の申し出があったときを除き、認定の更新をすることができる。
- 3 熊野商工会議所会頭は、認定の更新をした場合は、認定事業者に対して認定証を交付するものとする。

(認定証の再交付)

第16条 認定事業者は、認定証を紛失又は破損したときには、熊野ブランド認定証再交付申請書(様式第10号)を速やかに熊野商工会議所会頭に提出し、その再交付を受けなければならない。

(認定の表示)

第17条 認定事業者は、認定品及び自らが熊野ブランドとして認定を受けたものであることを表示することができる。

- 2 認定の表示に関しては、別に定める熊野ブランド認定表示取扱基準によるものとする。

(認定事業者の責務)

第18条 認定事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに、次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造又は販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、熊野市に対するイメージの向上に繋げるよう努めなければならない。
 - (2) 認定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。
 - (3) 第13条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。
- 2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、熊野ブランド認定品事故等発生通知書(様式第11号)により、早急に熊野商工会議所会頭に報告しなければならない。

(認定の特例)

第19条 熊野商工会議所会頭は、第6条の規定による手続きによらず、認定審査会での審議において認定基準に適合すると認められた市産品及びその生産または製造、販売を行なう事業者について、当該事業者の承諾を得て熊野ブランドとして認定することができる。

(事務処理)

第20条 この認定に関する事務処理、認定審査会の事務局は、熊野商工会議所が行う。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。